

釧路市建設工事に係る入札金額内訳書の取扱い等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127）第12条及び第13条の規定を踏まえ、釧路市が発注する建設工事の入札において、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札参加者に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 内訳書の提出対象となる建設工事は、予定価格が130万円を超えるものとする。

(内訳書の提出)

第3条 入札参加者は、対象とする建設工事の入札に当たり、入札書に記載した金額と整合する内訳書を提出しなければならない。

- 2 内訳書の提出は、第1回目の入札の際に入札書とともに提出するものとする。
- 3 提出された内訳書は返却しない。

(様式)

第4条 内訳書の様式については、下表のとおりとする。

工種	様式
土木、建築、舗装、電気、管、水道、機械、塗装、造園	様式1
電気、機械のうち、下水道施設課及び阿寒上下水道課並びに音別上下水道課が下水道事業として発注する工事	様式2

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書が未提出である場合
- (2) 提出された内訳書が未記載である場合
- (3) 内訳書に記名押印がない場合
- (4) 入札書と内訳書の工事名が一致しない又は内訳書に工事名がない場合
- (5) 入札書と内訳書記載の金額が一致しない場合
- (6) 入札者（代理人を含む）以外の者が内訳書を提出した場合

(審査)

第6条 審査は、内訳書に関し前条各号に掲げる事項について確認するものとし、開札時に行う。

- 2 審査において、談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札を保留とし、釧路市建設協議会に報告し必要な措置等を講ずる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。